

# 六甲伯友会会則

## 第一章 総 則

### 第 1 条 (名称)

本会は六甲伯友会と称する。

### 第 2 条 (目的)

本会は、母校教育の精神を体し、母校と緊密な関係を保ちつつ、会員相互の友誼を厚くし、あわせて母校の発展を助成することを目的とする。

### 第 3 条 (事業)

本会は会報及び全会員の名簿・台帳を保管し、会報並びに会員名簿を発行し、その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

### 第 4 条 (本部)

本会は本部を六甲学院生徒研修所内に置く。又、必要に応じて支部を置くことが出来る。

## 第二章 会 員

### 第 5 条 (会員)

本会は、下記会員をもって組織する。

#### ① 正 会 員

旧制六甲中学校、六甲中学校、六甲学院中学校、六甲高等学校、六甲学院高等学校の卒業生及びこれに準ずる者

#### ② 特別会員 母校の現教職員及び幹事会の推薦する旧教職員

#### ③ 名誉会員 幹事会の推薦する本会の活動に対する貢献度が顕著な者

## 第三章 役 員

### 第 6 条 (役員の種類と任期)

1. 本会には下記の役員を置く。

- ① 会 長 1名
- ② 副 会 長 6名以内
- ③ 常任幹事 30名以内
- ④ 幹 事 各期若干名
- ⑤ 名誉顧問 若干名
- ⑥ 顧 問 若干名
- ⑦ 監 査 役 2名

2. 役員の任期は3年を1期とする。

3.

期の半ばであっても欠員の出来た役員の補充並びに増員を行うことが出来る。ただし、その役員の任期はその期の末日までとする。

### 第 7 条 (会長)

- 1. 会長は、正会員の中より幹事会において選出する。
- 2. 会長は、本会を代表し、その会務を統轄する。
- 3. 会長の任期は、原則として2期を限度とする。

### 第 8 条 (副会長)

- 1. 副会長は、会長の推薦にもとづき正会員の中より幹事会において選出する。
- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。
- 3. 副会長は、再任を妨げない。

### 第 9 条 (常任幹事)

1.

常任幹事は、幹事の中より幹事会において選出する。ただし、その選出にあたっては広範な年代に亘るよう留意しなければならない。

2. 常任幹事は、再任を妨げない。

### 第 10 条 (幹事)

- 1. 幹事は、各期会員の互選もしくは幹事会の推薦により選出する。
- 2. 幹事は、再任を妨げない。

### 第 11 条 (名誉顧問)

- 1. 名誉顧問は、現・旧母校校長を推戴する。
- 2. 名誉顧問の任期は終身とする。

### 第 12 条 (顧問)

- 1. 顧問は、本会に対して多大な貢献のあった正会員の中より幹事会において選出する。
- 2. 顧問は、顧問会議・幹事会等に出席して、会の運営に関して意見を述べる事が出来る。
- 3. 顧問は、再任を妨げない。

### 第 13 条 (監査役)

1. 監査役は、正会員の中より幹事会において選出する。
2. 監査役は、本会の収支決算並びに財務を監査する。
3. 監査役は、再任を妨げない。

## 第 四 章 会 議

### 第 14 条 (総会)

1. 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
2. 通常総会は、会計年度終了後二ヶ月以内に会長の招集により開催する。
- 3.

臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は幹事会が必要と決議したとき、もしくは正会員の10分の1以上から請求あるとき、会長はこれを招集する。

4.

総会の招集は、少なくとも会日の10日前までに会員に対し総会の目的たる事項、日時及び場所を通知するものとする。

5. 総会の議長は原則として会長がこれにあたる。
6. 総会の議事は出席した正会員の3分の2以上によってこれを決する。
7. 次の事項は総会の決議を経なければならない。
  - ① 会則の変更
  - ② 事業報告及び収支決算
  - ③ 事業計画及び収支予算
  - ④ 役員の選任及び解任
  - ⑤ 全会員に義務又は負担を課し、又は課すおそれのある事項
  - ⑥ その他特に重要な事項

### 第 15 条 (幹事会)

1. 幹事会は、本会の運営に関する必要事項を審議する。
2. 幹事会は、会長・副会長・常任幹事・幹事及び会長が要請する会員で構成する。
- 3.

定例幹事会は、定期的で開催し、臨時幹事会は、会長が必要と認めるとき、もしくは2分の1以上の期から請求あるとき、会長がこれを招集する。

4. 幹事会の議事は出席幹事の過半数によってこれを決する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 5.

幹事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が必要と認めるとき、会長が指名した者がこれにあたる。

### 第 16 条 (常任幹事会)

1. 常任幹事会は、幹事会で提案された事項及び幹事会に提出される事項並びに業務について協議する。
2. 常任幹事会は、会長・副会長・常任幹事及び会長が要請する会員で構成する。
3. 会長は必要に応じて常任幹事会を招集する。
- 4.

常任幹事会の議長は会長がこれにあたる。ただし、会長が必要と認めるとき、会長が指名した者がこれにあたる。

### 第 17 条 (委員会)

1.

本会は、その目的達成に必要な事項を実施するために委員会を置く。又、必要あるときは幹事会の承認を得て、特別委員会を設置できる。

2. 委員会の名称並びに職務分掌は幹事会において定める。
3. 会長は、幹事会の承認を得て、幹事の中より委員長を任命する。
4. 委員長は常任幹事とする。
5. 委員長の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

### 第 18 条 (顧問会議)

1. 顧問会議は、会長・副会長・名誉顧問・顧問及び会長が要請する会員で構成する。
2. 会長は、必要に応じて顧問会議を招集する。

## 第 五 章 会 計

### 第 19 条 (会費)

1. 正会員は、会費を納入しなければならない。
2. 会費には終身会費と単年度会費の2種類があり、正会員はそのどちらかを選択できる。

### 第 20 条 (入会金)

正会員は、入会に際し入会金を納入しなければならない。その金額は幹事会で審議し、学校当局に諮り定める。

### 第 21 条 (財政)

本会の収支は、会費・入会金・寄付金・その他雑収入をもってこれに充てる。

### 第 22 条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。